

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定によって、大竹市
広原土地改良区の解散を平成十九年五月三十日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知った日の翌日から起算し
て六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することがで
きる。

平成十九年六月七日

広島県知事 藤 田 雄 山